

様式第十一（第8条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和3年4月23日

2. 認定新事業活動実施者名

株式会社E X x

3. 認定新事業活動計画の目標

ヘルメットの着用を任意とした場合でも、電動キックボードが安全に利用でき、利用者数の増加および満足度が高まることを検証する。加えて、普通自転車専用通行帯の走行、交通規制の対象から普通自転車が除外されている一方通行路の双方走行においても、安全かつ円滑に走行できることを合わせて検証することで、電動キックボードの適切な規制を検討していくにあたっての判断材料を提供していくことを目的にしている。

4. 認定新事業活動計画の内容

（1）新事業活動に係る事業の内容

下記（2）に記載するエリア内に所在する各施設敷地内に電動キックボードを配置し、当該施設利用者を対象に利用希望者を募り、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。

収集したデータについては、普通自転車専用通行帯、交通規制の対象から自転車除外されている一方通行路を走行している自転車や、ヘルメットを着用し車道を走行している原動機付自転車等との比較分析を行う。

（2）新事業活動を行う場所の住所

- ①神奈川県藤沢市
- ②千葉県柏市
- ③東京都渋谷区
- ④東京都世田谷区
- ⑤兵庫県豊岡市

（3）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1）、2）、3）をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- 1）貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 2）貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- 3）当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

（一定の基準の内容）

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

（ア） 長さ 140センチメートル

- (イ) 幅 80センチメートル
- (ウ) 高さ 140センチメートル
- イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。
- (ア) 原動機として、電動機を用いること。
- (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- (ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期
令和3年4月～令和3年10月

- 市内全域で実施。



- 実証エリア
- 提供施設
- 普通自転車専用通行帯

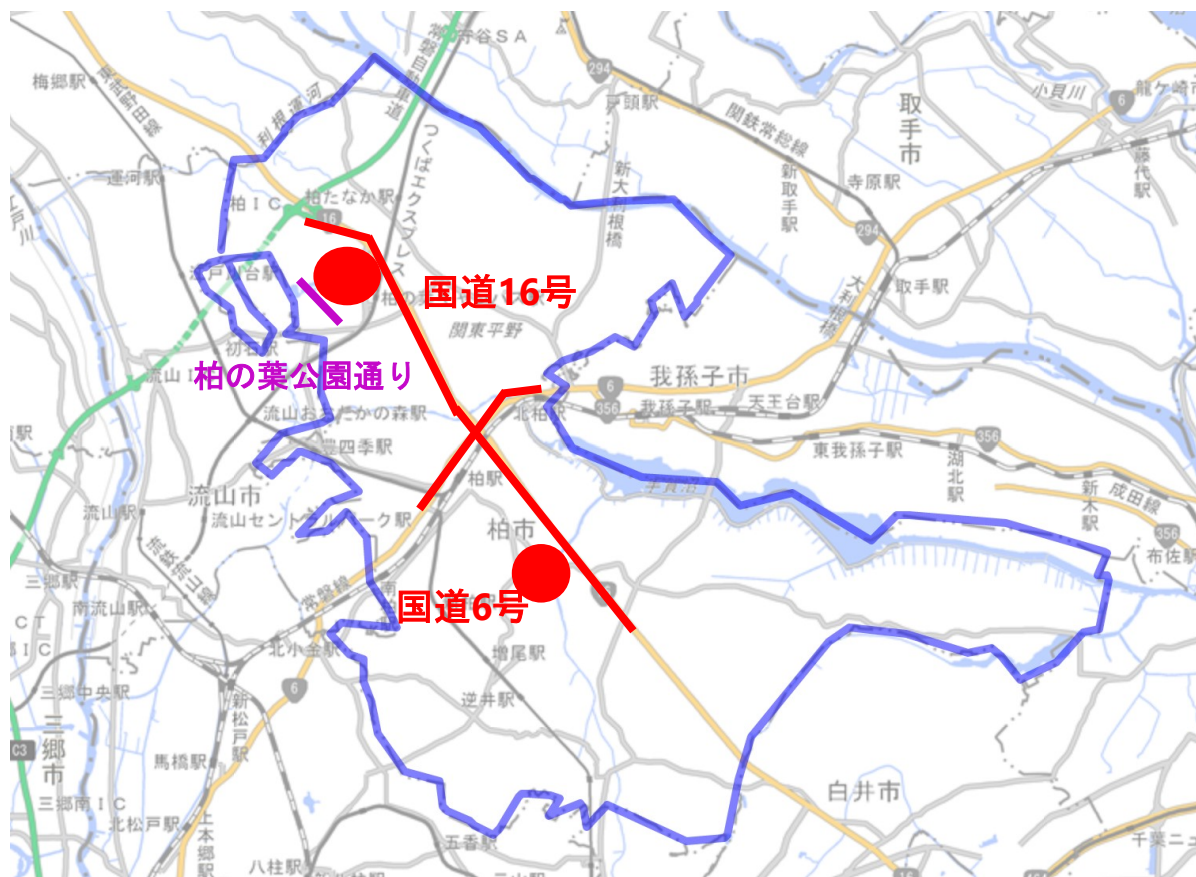
【普通自転車専用通行帯】
都市計画道路
始点：藤沢市辻堂元町6-58先
終点：藤沢市辻堂元町6-48先

戸塚茅ヶ崎線
始点：藤沢市辻堂太平台2-13-25先
終点：藤沢市辻堂東海岸1-1-38先

市道①
始点：藤沢市本町3-14-16先
終点：藤沢市藤沢496-1先

市道②
始点：藤沢市本鵜沼2-18-21先
終点：藤沢市本鵜沼4-7-34先

- 市内全域で実施。



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 提供施設
- 普通自転車専用通行帯

【特例対象外区間】

国道6号

始点：県道51号線接続(柏市旭町5丁目)

終点：我孫子市境(柏市根戸)

国道16号

始点：常磐自動車道接続(柏市十余二)

終点：県道8号線接続(柏市大島田)
(大島田交差点については特例の対象区域に含む。)

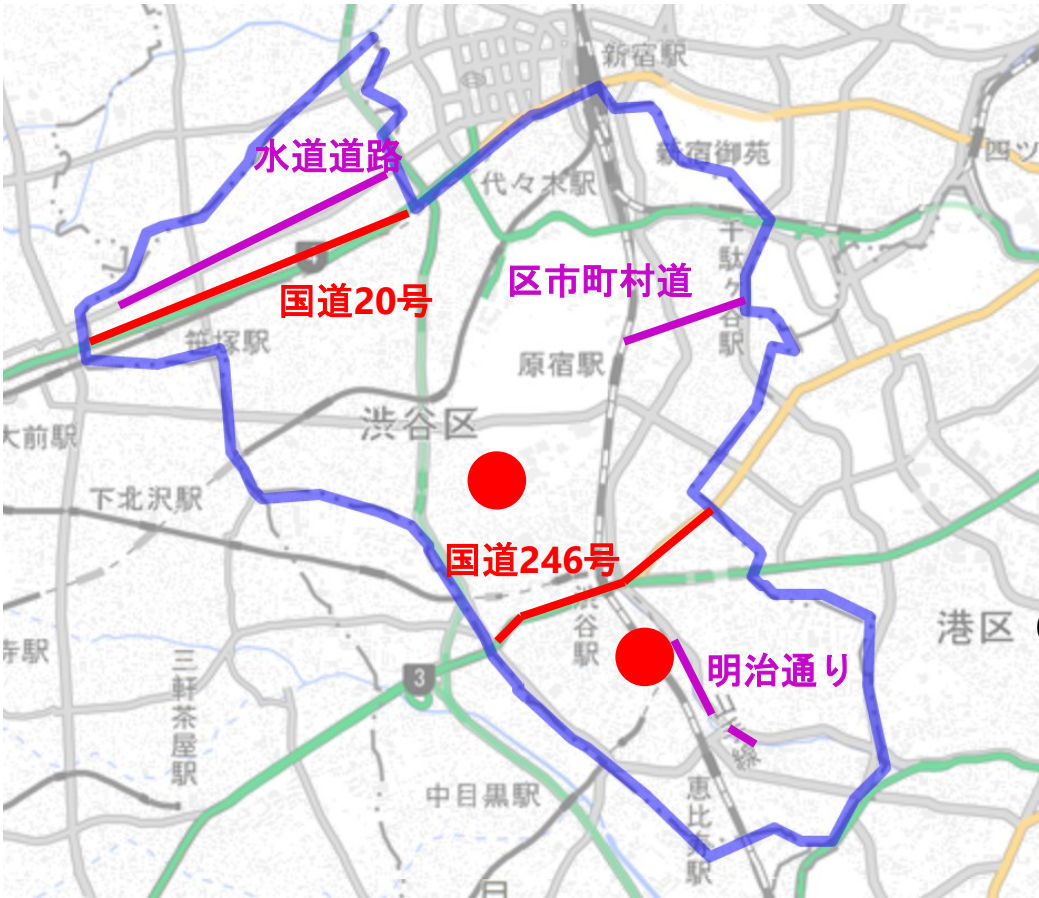
【普通自転車専用通行帯】

柏の葉公園通り

始点：柏市柏の葉5丁目

終点：柏市柏の葉6丁目

- 区内全域で実施。



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 提供施設
- 普通自転車専用通行帯

【特例対象外区間】

国道20号

始点：初台交差点(渋谷区初台1丁目47番)

終点：世田谷区境(渋谷区笹塚)

国道246号

始点：港区境(渋谷区渋谷)

終点：目黒区境(渋谷区恵比寿)

(初台交差点については特例の対象区域に含む。)

【普通自転車専用通行帯】

明治通り

始点：渋谷区広尾1丁目16番先東角

終点：渋谷区東2丁目23番3号先

明治通り

始点：渋谷区広尾1丁目14番15号先

終点：渋谷区広尾1丁目15番3号先

水道道路

始点：渋谷区本町1丁目55番1号先

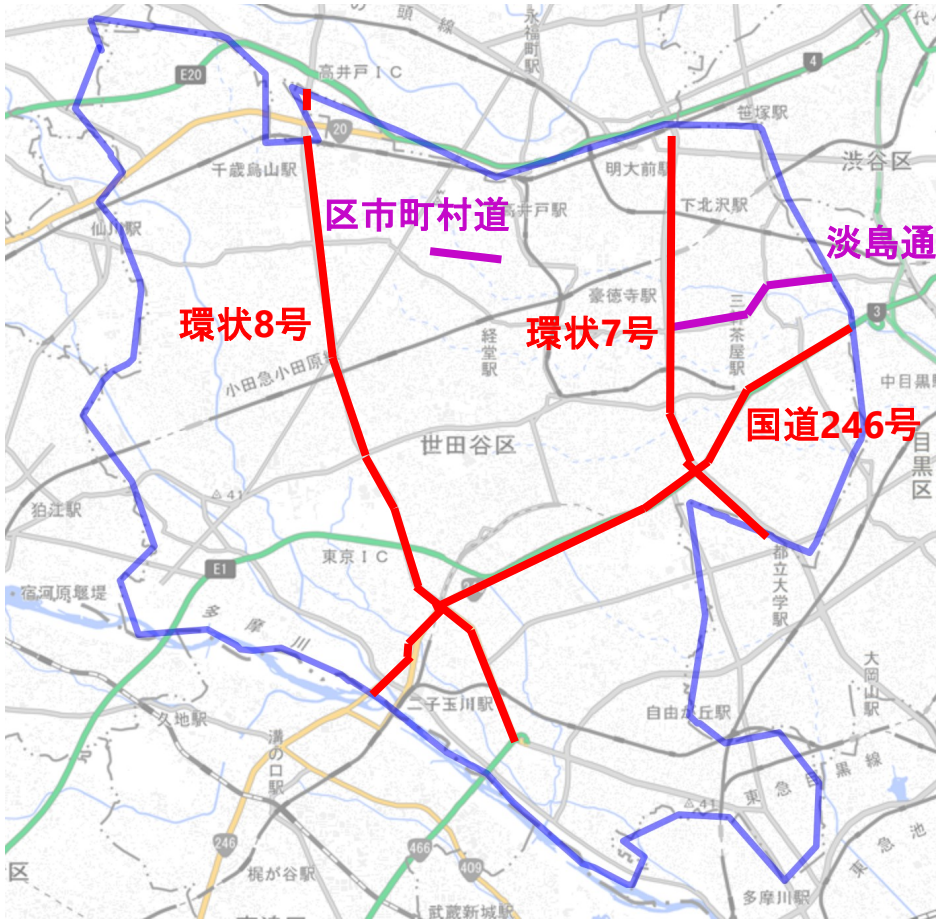
終点：渋谷区笹塚2丁目29番先北西角

区市町村道

始点：渋谷区千駄ヶ谷3丁目63番2号先

終点：渋谷区千駄ヶ谷2丁目31番20号先

- 区内全域で実施。



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 提供施設
- 普通自転車専用通行帯

【特例対象外区間】

国道246号
始点：神奈川県境(世田谷区鎌田1丁目1番)
終点：目黒区境(世田谷区池尻)
環状7号
始点：目黒区境
終点：杉並区境(世田谷区大原2丁目23番)

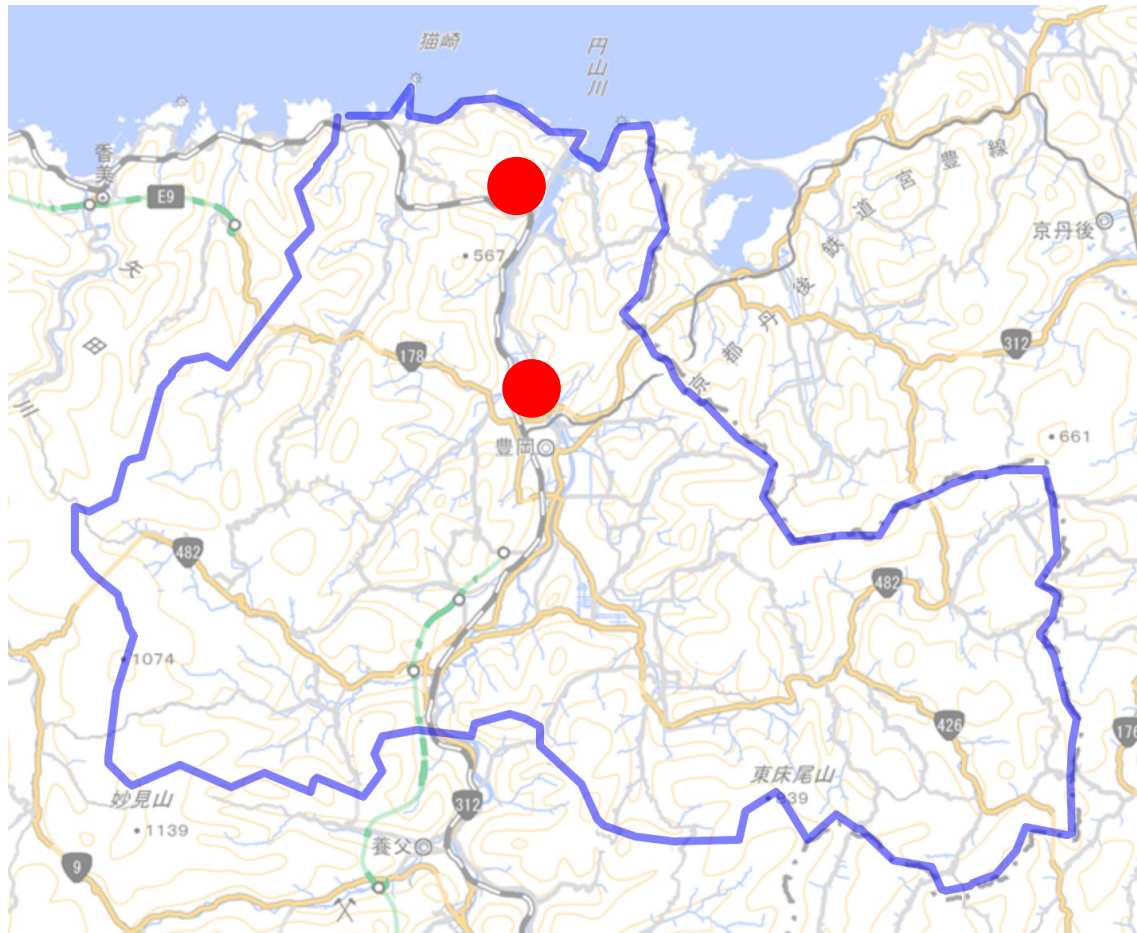
【普通自転車専用通行帯】

淡島通り
始点：目黒区境(世田谷区池尻)
終点：世田谷区若林2丁目36番6号先

環状8号
始点：世田谷区上北沢5丁目41番
終点：第三京浜入口(世田谷区野毛1丁目25番)
(第三京浜入口交差点については特例の対象区域に含む。)
区市町村道
始点：世田谷区桜上水3丁目17番6号先
終点：世田谷区赤堤5丁目2番1号先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

- 市内全域で実施。



—— 実証エリア
● 提供施設